平成２５年度における四国地区の独占禁止法の運用状況等について

平成２６年６月９日
公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所
四　国　支　所

第１　独占禁止法違反事件の処理状況

１　公正取引委員会は，迅速かつ実効性のある事件審査を行うとの基本方針の下，国民生活に影響の大きい価格カルテル・入札談合，中小事業者等に不当に不利益をもたらす優越的地位の濫用や不当廉売など，社会的ニーズに的確に対応した多様な事件に厳正かつ積極的に対処することとしている。

そして，公正取引委員会は，一般から提供された情報（申告），自ら探知した事実等を検討し，必要な審査を行い，審査の結果，違反行為が認められたときは，当該行為をした事業者等に対し，違反行為を排除するために必要な措置等を命じている。違反行為のうち，価格カルテル，入札談合，優越的地位の濫用等については，違反行為をした事業者に対して課徴金の納付を命じている。

２　最近の独占禁止法違反事件の処理状況（不当廉売事案で迅速処理したもの及び優越的地位の濫用事案で注意したものを除く。）

最近の５年間における四国地区の独占禁止法違反事件の処理状況は，次のとおりである。

独占禁止法違反事件の処理件数　（単位：件）

処理内容＼年度			21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
審査件数	前年度からの繰越し		９	１	１	１	０
	年度内新規着手		４	１	２	２０	４
	合　計		１３	２	３	２１	４
処理件数	法的措置	排除措置命令等（注１）	１	０	０	４	０
	その他	警　告（注２）	７	１	０	０	０
		注　意（注３）	４	０	２	１２	３
		打切り（注４）	０	０	０	５	１
		小　計	１１	１	２	１７	４
	合　計		１２	１	２	２１	４
次年度への繰越し			１	１	１	０	０

（注１）「法的措置」とは，排除措置命令及び課徴金納付命令であり，１つの事件について，排除措置命令と課徴金納付命令がともになされている場合には，法的措置件数を１件としている。
（注２）「警告」とは，排除措置命令等の法的措置を採るに足る証拠が得られないが，違反の疑いがある場合に行う措置である。
（注３）「注意」とは，違反行為の存在を疑うに足る証拠が得られないが，将来違反につながるおそれがある場合に行う措置である。
（注４）「打切り」とは，違反行為が認められない等により，審査を打ち切る場合をいう。
（注５）件数は，当支所が審査を行ったものを計上している。

独占禁止法違反事件の処理状況に関する問い合わせ先　公正取引委員会事務総局四国支所審査課
企業結合関係届出等の状況及び広報活動等に関する問い合わせ先　公正取引委員会事務総局四国支所総務課
電話　０８７－８３４－１４４１（代表）
ホームページ　http://www.jftc.go.jp/regional_office/shikoku/

３　独占禁止法違反事件の概要

(1) 優越的地位の濫用

公正取引委員会は，優越的地位の濫用に係る情報に接した場合には，効率的かつ効果的な調査を行い，独占禁止法違反につながるおそれのある行為が認められた場合には，未然防止の観点から注意するほか，独占禁止法違反が認められた場合は厳正に対処することとしている。

なお，平成２５年度においては，１件の注意を行ったところ，その事例は以下のとおりである(注)。

(注)　次の事例は，記載された行為が行われていた疑いがあり，独占禁止法違反につながるおそれがあったものである。

ホームセンター業を営むＡは，取引先納入業者に対し，店舗改装の際に売れ残った商品等について，返品によって当該納入業者に通常生ずべき損失を負担することなく，返品を要請していた。

(2) 不当廉売

不当廉売は，総販売原価を著しく下回る価格で継続して販売するほか，不当に低い価格で販売することにより，他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれのある行為であり，独占禁止法第１９条で禁止されるものである。申告のあった小売業に係る不当廉売事案については，迅速に処理するとの方針の下で対処しているほか，大規模事業者による不当廉売等周辺の中小事業者に対する影響が大きいと考えられる事案については厳正に対処することとしている。

なお，迅速に処理するとの上記方針の下，平成２５年度においては，石油製品及び家庭用電気製品の小売業について，不当廉売につながるおそれがあるとして２８件の事案について注意を行った。

第２　企業結合関係届出及び協同組合届出の状況

１　企業結合関係届出

独占禁止法では第４章において，事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立等の禁止（第９条）及び銀行業又は保険業を営む会社の議決権取得・保有の制限（第１１条）について規定しているほか，一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合及び不公正な取引方法による場合の会社等の株式取得・所有，役員兼任，合併，分割，共同株式移転及び事業譲受け等の禁止並びに一定の条件を満たす企業結合についての届出義務（第１０条及び第１３条から第１６条まで）を規定している。

公正取引委員会では，これら株式取得・所有，合併等について独占禁止法上の問題の有無について審査を行っている。

最近５年間における四国地区の企業結合関係届出の状況は，次のとおりである。

企業結合関係届出受理件数　（単位：件）

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
株式取得届出受理	6	1	1	1	0
合併届出受理	1	0	0	0	0
分割届出受理	0	0	0	0	0
共同株式移転届出受理	1	0	0	0	0
事業譲受け等届出受理	0	0	0	1	0
合計	8	1	1	2	0

（注１）　平成21年度の株式取得届出受理件数には，平成21年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法の規定に基づく株式所有に関する報告書の提出件数を含む。

（注２）　平成22年度は前年度までの届出受理件数から大幅に減少しているが，これは平成22年１月１日に施行された改正独占禁止法によって届出対象範囲が縮減されたためであると考えられる。

２　協同組合届出

中小企業等協同組合法は，同法に基づき設立された事業協同組合及び信用協同組合に対し，同法第７条第１項第１号で規定する小規模事業者以外の事業者が加入したとき又は組合員が同小規模事業者でなくなったときには，その旨を公正取引委員会に届け出ることを義務付けている（同法第７条第３項）。

最近５年間における四国地区の協同組合届出件数は，次のとおりである。

中小企業等協同組合法第７条第３項の規定に基づく届出件数　（単位：件）

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
中協法第７条第３項届出	１１	８	７	８	１３

第３　広報・広聴活動等

公正取引委員会では，独占禁止法及び下請法の普及・啓発並びに競争政策の運営に資するため，次のような広報・広聴活動を行っている。

１　独占禁止政策協力委員制度

競争政策への理解の促進と地域の経済社会の実情に即した政策運営に資するため，平成１１年度から，独占禁止政策協力委員制度を設置しており，公正取引委員会が行う広報活動等に御協力いただくとともに，独占禁止法等の運用や競争政策の運営等について意見聴取を行っている。

平成２５年度においては，上半期に（１）公正取引委員会の今後の活動，公正取引委員会に期待することについて，（２）消費税率の引上げに伴う公正取引委員会の取組について，（３）競争環境の整備に係る調査・提言について，（４）広報・広聴活動についてなど，下半期に（１）公正取引委員会の今後の活動について，（２）消費税転嫁対策特別措置法施行に係る公正取引委員会の取組について，（３）下請法，優越的地位の濫用規制の普及・啓発についてなどの意見聴取を行った。

２　有識者との懇談会

各地の有識者と公正取引委員会の委員長，委員等との懇談及び講演会を通して，競争政策についてより一層の理解を求めるとともに，幅広い意見，要望を把握し，今後の競争政策の有効かつ適切な推進に資するため，昭和４７年度以降，毎年，全国各地

において有識者との懇談会を開催している。

四国地区では，これまで４都市で３４回開催しており，平成２５年度は高松市において，高松商工会議所，香川県商工会連合会等の経済団体，学識経験者等の有識者との懇談会を実施し，同時に「公正で活力ある経済社会の実現と公正取引委員会の役割」をテーマに講演会を開催した。

また，平成４年度から四国支所長等と各地の有識者等との意見交換会（懇談会）を開催しており，平成２５年度は徳島県阿南市，徳島県吉野川市，香川県観音寺市，香川県三木町，愛媛県今治市，愛媛県西条市，愛媛県内子町及び高知県香南市の計８か所において開催した。

３　独占禁止法説明会等

公正取引委員会では，独占禁止法等の違反の未然防止を図るため，説明会・講習会等を自ら主催しているほか，各種業界団体等から要請を受けて講習会等へ講師を派遣している。

四国地区では，平成２５年度は独占禁止法に関する説明会等を２８回実施した。また，入札談合等関与行為防止法に関する研修会等を４８回実施した。

４　学生に対する独占禁止法教室の実施

消費者であり，また，将来，経済活動に参加する中学生，高校生及び大学生を対象に，独占禁止法等についての理解を深めてもらうことを目的として，当委員会の職員による「独占禁止法教室」を開催している。

四国地区では，平成２５年度は中学生向け独占禁止法教室を１４校，大学生向け独占禁止法教室を１７校で開催した。

５　一日公正取引委員会

本局及び地方事務所等の所在地以外の都市において，独占禁止法及び下請法の普及啓発活動や相談対応の一層の充実を図るため，独占禁止法講演会，下請法講演会，入札談合等関与行為防止法研修会，消費者セミナー，独占禁止法教室，報道機関との懇談会，相談コーナーなどを１か所の会場で開催する「一日公正取引委員会」を開催している。

四国地区では，平成２５年度は徳島市において，６月４日に一日公正取引委員会を開催した。

６　消費者セミナー

一般消費者に独占禁止法の内容や公正取引委員会の活動について，より一層の理解を深めてもらうことを目的として，地域の一般消費者を対象としたセミナーを開催しているほか，公正取引委員会の職員を消費者団体等の勉強会等に講師として派遣している。

四国地区では，平成２５年度は徳島市（３か所），高松市（２か所），香川県坂出市及び高知市の計７か所において，セミナーを開催するなどした。

７　相談業務

公正取引委員会では，法運用に対する理解を深め，違反行為の未然防止を図るため，相談を受け付けている。

最近５年間の相談受付件数は次のとおりである。

相談受付件数

（単位：件）

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
独占禁止法	１６９	１２５	１４７	２０７	１５０
下　請　法	１１０	１１５	１３９	１４２	１６２
合　　計	２７９	２４０	２８６	３４９	３１２